ともに生きる



社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
ボランティアセンター

はじめに

私たちが暮らす地域社会には、いろいろな人がいます。その中には、高齢のため、障害があるために介護や支援を必要とする人や、外国からやってきた人など、実にさまざまな人がいます。

. . .

「福祉」とは、特別なもののように思えますが、一言でいえば「みんなが幸せに暮らしていくこと」です。つまり、私たち一人一人が幸せに暮らしていけるよう、他の人から支えてもらいながら、また一緒に支え合って生きていくことが「福祉」といえるでしょう。

• • •

この福祉教育読本「ともに生きる」では、みんなが幸せになるための福祉を理解し、誰もがともに生きる社会をつくるためにはどうしたらよいのかを、考えていきます。そして、ともに生きる社会をめざして、あなたがやりたいこと、できることを見つけてください。



私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても、 お空はちっとも飛べないが、 飛べる小鳥は私のように、 地面(じべた)を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、 きれいな音は出ないけど、 あの鳴る鈴は私のように、 たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、 みんなちがって、みんないい。



金子みすゞ

『金子みすゞ童謡全集』 (JULA出版局)より



ともに生きる CONTENTS

第	1	章

「しあわせ」はみんなの願い

自分のしあわせ	 5
家族のしあわせ	 7
地域のしあわせ	 9

第2章

中学生としての支え合い・助け合い

子どもとともに		13
高齢者とともに		15
障害のある人とと	- もに	17





福祉でまちづくり

第3章

安心して暮らすためには	23
やさしいまちづくりをめざして	25
福祉を支えるしくみ	28

あなたのまちのボランティア活動

第4章

	 40
できることからしてみよう	 37
地域のボランティア活動 .	 34
ボランティア活動の 5 原則	 31



第1章 「しあわせ」は みんなの願い

「福祉」という言葉から、あなたはどのようなことを想像しますか? 「お年寄りの福祉」、「からだが不自由な人の福祉」、または「福祉センター」「福祉施設」……などではないでしょうか。私たちの身の回りには、「福祉」と名の付くものが、多く存在していることに気づきますね。ここでは、「福祉はいったい誰のものか?」ということについて、考えてみましょう。

自分のしあわせ

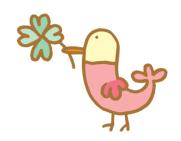
~ 自分をどう創りあげていくか ~

私たちは、一人でこの世に生まれてきたわけではありません。お母さんのお腹で育った後に生まれてきますが、生まれてきてからも誰かの支えがないと生きていけません。人は誰かの支えがあってこそ、成長できるわけです。

「福祉」という言葉を聞くと、高齢者や障害のある人のような「弱い立場の人を助けてあげること」と思ってしまいがちです。実際、それが「福祉」の意味として使われている場合もあります。しかし、それは狭い意味での「福祉」といえるでしょう。

和英辞典で「福祉」の語を探すと、「Welfare」という言葉が見つかります。「Well」 (よく) という言葉と「fare」(食べ物) という言葉が合わさり、「Welfare」という英語の言葉ができたようです。つまり、「飢えていない」「食べ物が満たされている」という意味が、日本語で言う「福祉」にあたるようです。

日本で「社会福祉」という言葉が使われるようになったのは、1947年5月3日に施行された「日本国憲法」が最初とされています。日本国憲法第25条で「社会福祉」の言葉が登場しますが、ここでは「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書かれ、私たち国民の「生存権の保障」を規定する内容になっています。つまり、「飢えていない」状態を保障するという「Welfare」の考えを、ここからも知ることができるでしょう。十分にご飯が食べられる状態は、生活そのものが安定していなければ難しい問題です。つまり、「うまく生活できている状態」は、「福祉」がめざすゴールともいえます。



そもそも「福祉」という言葉には、「幸せ」という意味が込められています。「幸せ(幸福)」の形は、一人一人によって異なりますが、誰もが「幸せになりたい」ことを願っているわけです。これは、日本国憲法第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という「幸福追求権」が、その意味にあてはまります。つまり、ただ「飢えていない」状態をつくることが、「福祉」ではないのです。「幸せになりたい」、そして「うまく生活できている状態」をめざして、私たちは毎日を過ごします。「福祉」とは、そのための応援だと言えるでしょう。それを英語では、「Well-Being」(よい状態=幸せな状態)といっています。

あなたが幸せになるためには、あなた一人でかなえるには難しいことも多いと思います。誰かの支えがあってこそ、幸せになれることもあるでしょう。むしろ、幸せになるために、誰かと一緒に頑張っていくのが人間ではないでしょうか。あなたの幸せは、あなただけのものではなく、みんなと創っていくわけです。そう、あなたが幸せであることがみんなの幸せになるよう、そしてみんなが幸せであることがあなたも幸せな状態になるよう、ともに手をつないでいくことが大切ですね。

家族のしあわせ

~ 家族は小さな社会 ~

私たちが生活する場所に、「家庭」があります。そこには、私たちの家族がともに暮らし、愛情で結ばれています。また、血のつながりがあることがすべてではなく、「家庭」や「家族」をどのように理解するかは、その人自身ともいえるでしょう。



「家庭」は、私たちが最初に過ごす社会でもあります。「家庭」では、「家族」の支えを受けながら、食事やトイレ、お風呂や着替えなど、生活するうえで必要なことを身につけていきます。では、「家族」にはどのような役割があるのでしょうか。

毎日過ごすなかで、「うれしかったこと」、「楽しかったこと」、「つらかったこと」など、いろいろなことが起こります。その気持ちを話せ、分かちあえるのが、家族だといえるでしょう。うれしいことや楽しいことは、家族にも教えたくなります。

また、つらかったことをなぐさめ合えるのも、家族でしょう。そのような家族が集う「家庭」は、学校や会社とは違い「落ち着ける場」であり、次の日に向けて気持ちをリフレッシュするための役割があります。

しかし、最近では「ホテル家族」という言葉が登場してきました。一緒に生活しているのに、ほとんど自分の部屋にこもっている、または家には寝るために帰っている、場合によっては掃除・洗濯・食事の世話を任せっきりで家族としての関わりが少ないという状態です。家族の役割とは何かを、考え直してみる必要があるでしょう。

家族には どれな役割が あるのか、 調べてみよう



前ページの「家族の役割」の図に、一つだけ言葉の入っていない円があります。あなたが考える家族の役割を埋めてみましょう。

地域のしあわせ

~ 私たちの身の回りはどうだろう ~

私たちが社会の中で、ともに支え合って暮らすためには、さまざまな支援が必要となることもあります。例えば、地域で暮らす高齢者に対して、お弁当が届けられるサービスや、異常を伝える緊急通報システム、福祉タクシーなどがあります。これらは、地域の人が協力して支えられるものもあれば、専門の資格を持つ人がサービスを行うものなど、いろいろです。

では、ここで「福祉」の枠組み、つまり社会福祉のイメージを確認してみましょう。



「社会福祉」の制度には、高齢者や障害のある人に限らず、子どもや女性、そ して低所得者を支えるものなどが用意されています。

このうち、「子どもの福祉」は18歳未満(高校卒業)までとなっており、中学生のあなたもその範囲に含まれていることになります。保育所や放課後児童クラブ・児童館といったものも、子どものための福祉に含まれています。

「高齢者の福祉」には、ホームヘルプ、デイサービスや老人ホームの他に、高 齢者の生活を支えるさまざまな福祉のサービスが用意されています。

「障害のある人の福祉」では、地域にあるグループホームやデイサービスなど をはじめ、障害者施設が用意されています。

社会福祉は、地域の中でともに暮らしていく人々を支えていく仕組みであるとともに、私たち一人一人にも関わりの深いものです。「福祉は弱い立場の人を助けてあげること」というわけではなく、みんなのものとして理解していくことが必要です。



みれなご 手をつないご みよう



Let's Tryl

さぁ WA(輪)になって手をつなごう

今、あなたのまわりには何人の人がいますか? ちょっと、みんなで手をつないでみましょう。つないだ手の輪は、人が多ければ多いだけ大きくなっていきますよね。手をつないでいる人の手は、どのような感触ですか? 「やわらかい」「かたい」「大きい」「小さい」…いろいろな手が、今ひとつの輪につながっているでしょう。人と人とのつながり、その輪が「福祉」を支えていくことになります。最初は「あたたかい」「冷たい」と温もりにも差があった手が、気づいたら同じ温もりに変わっているはずです。温もりが伝わっていくこと・温もりを伝え合うことも、大切にしたいですね。





第2章 中学生としての 支え合い・助け合い

私たちは地域の中で、さまざまな人とともに生活しています。中学生のあなたも、地域を支える大切な一人です。ここでは、前の章で紹介した「社会福祉」の対象から、子ども・高齢者・障害のある人をとりあげ、中学生としてできることはなんだろうか、またどのように関わっていけるのかを考えていきましょう。

子どもとともに

~ おにいさん・おねえさんとして ~

「子どもの権利条約」で使われている「子ども」は、また、わが国の「児童福祉法」で使われている「児童」は、18歳未満の者とされています。中学生のあなたは、法的にはまだ「子ども」と言えますが、ここでは乳幼児や小学生との関わりについて見ていきましょう。

乳幼児とともに

小学校に入学するまでの期間、乳幼児の多くは保育所・幼稚園で過ごしています。保育所は1日8時間、幼稚園では4時間という保育の時間の目安があります。特に、保育所は「第2の家



庭」と言う人もあるくらい、そこで生活する時間も長い場所になっています。

近年、子どもの数が少なくなる「少子化」が問題となっていますが、きょうだいの数も少なくなっているため、遊びの経験や年上の子どもとの関わりも減ってきています。保育所・幼稚園では、中学生・高校生のボランティア活動を受け入れているところも多く、「おにいさん・おねえさん」として、乳幼児とふれあう機会を持つことも出来るでしょう。そこでは、子どもたちの世話をするということだけでなく、うたを一緒に歌い、絵本を読み、手遊びや外での遊びを一緒に楽しむことにチャレンジしてみましょう。

小学生とともに

地域の中には「子ども会」という集まりがあります。旅行・キャンプといった 野外での体験、地蔵盆・クリスマスといった季節の行事、ラジオ体操や資源再利 用(リサイクル)活動といった地域の人たちとの交流など、様々な活動が行われ ています。子ども会の多くは、小学生を対象としていますが、中学生もその中に 含むところもあります。子ども会の行事に積極的に参加して、先輩として地域の 小学生に遊びや地域の行事などを伝えていくことをやってみましょう。



大人気の「光るどろだんご」

どろだんごが光る? 不思議に思う人も多いでしょうが、保育所・幼稚園で子どもたちが夢中になっているものに「光るどろだんご」があります。時間をかけて丹念に磨きをかけることで、どろだんごもつやつやに光り輝くようになります。ぜひ、保育所・幼稚



園児と一緒にどろだんごづくりをしてみましょう。

★どろだんごの作り方★

日本泥だんご科学協会〈ANDS(アンズ)〉のホームページ http://www2.ocn.ne.jp/~tutimizu/

高齢者とともに

~ 超高齢社会を支え合おう ~

日本人の平均寿命が、80歳を超えるようになっています。仕事から離れて、日中は地域の公民館などでカラオケや川柳、生け花やダンスなど、好きなことや興味のあることをしている人。「シルバー人材センター」で、まちや地域の人のために働いている人。また、もう一度学びたいということで、大学に学生として通っている人…。長い人生だからこそ、楽しく生き生きとした生活を望み、地域の中で過ごされています。

また、高齢になることで、からだの自由がきかなくなり、生活の中でまわりの 支援を必要としている高齢者もいます。一緒に暮らす家族やホームヘルパーなど から、介護を受けている人も増えています。そのような中で、最近地域の中で増 えているものに、デイサービスセンターやグループホームなどがあります。

このような場所に出かけ、高齢者の方々の話し相手になり、歌や踊りなどを一

また、実際に移動介助などの介護 の方法について体験を通して知り、 高齢者福祉の様子を学んでみるこ とも必要です。

緒に楽しむなどしてみましょう。



デイサービスセンター



障害のある人とともに

~ 障害は特別なものか ~

「障害のある人」とは、どのような基準でそう呼ばれているのでしょう。

片腕がない人を見て、耳の聞こえない人を見て、目の見えない人を見て「あの 人は障害者だ」と呼んでいませんか?

片腕がない、視神経が損傷して視力がない、鼓膜がなくて聞こえない、そうした事実を「障害」と呼ぶのでしょうか? 確かに、「心身の機能低下・異常・喪失」を「医学的な障害」ということもあります。

しかし、福祉の領域では、「医学的な障害」があるために社会的不利を受けること(生活上の困難)が、「障害」であるという考え方があります。この場合、「障害のある人」は決して「特別な存在」ではなく、「特別な支援を必要とする人」と考えられます。

街中の歩道に設置されている点字ブロックは、視覚障害の人が安全に生活していく上で大切なものとして知られています。この点字ブロックを手がかりにして、交差点や信号の位置を確認しながら、街中を歩くことができます。しかし、点字ブロックの上に自転車やバイクなどが停めてあるとどうでしょうか。そのまま停まっている自転車にぶつかったり、転倒したりなど、安全に生活をすることがで

きず、点字ブロックがもつ機能を果たすことができません。つまり、周囲の無理解といった「環境」の問題が「障害」になっているのです。



デンマークやスウェーデンといったヨーロッパ北部の国々では、身体や知的・精神の障害があっても、周囲の環境が整い、障害のある人に配慮されたものであれば、その中では「障害のある人」自身も「障害」を感じることが無くなるだろうという考えがあります。その意味で、「障害のある人」のことを、「困難という環境の中にいる人(=person in a difficulty)」と表現しています。また、最近では違う言葉で「障害のある人」を、困難や病気の克服などに「挑戦している」という意味で、「チャレンジド(=challenged)」ということもあります。

同じ学校や地域の中で、からだが不自由な友だちや、少し見ただけでは医学的な障害があるとは分からない友だちなど、いろいろな困難を抱えている友だちがいると思います。普段は別の学校に通っていたり、違う教室で生活をしていても、時には授業を一緒に受けたり、学校の行事でともに活動したりすることも多いでしょう。授業や学校の行事だけではなく、休憩時間や登下校、そして放課後や休みの日などのふれあいを通して「障害」についての理解を深めていきましょう。

また、地域の中には「障害のある」大人の方が生活しておられる施設、働く場としての「小規模作業所」などがあります。実際に訪問して作業をお手伝いしたり、一緒にレクリエーション活動に参加したりと、いろいろな交流をしてみましょう。これらのふれあいや交流を通して、私たちの学校や地域社会にある「障害」による困難さとは何かを、ぜひ考えてみてください。まずは、さまざまな活動にチャレンジしてみることが大切です。

中学生の活動紹介

介護老人保健施設との交流活動 米子市立後藤ヶ丘中学校





サマ・ボランティアスク・ル 三朝町立三朝中学校





サマーボランティアスクールに参加した生徒の感想文より -

私は、去年もデイサービスに参加しました。この時私はお年寄りの方と 本当に少ししか話すことができませんでした。もっと話せばよかった、こ んなことをしたら喜ばれただろうな、という後悔がすごく残っていました。 だから今年は「たくさん話す」という目標を持って臨みました。デイサー ビスは朝から大いそがしでした。元気な声で出迎え、健康観察、他にもい ろいろありました。その中でも特に大変だったのがおふろに入るための衣 服の着脱です。足が弱い方もおられるので体を支えながら着衣を手伝いま した。何人も手伝わなくてはならなかったので腰が痛かったし、息もきれ るくらいでした。でも"ありがとう"と笑顔でいわれるともっと手伝いた いと思いました。そしてご飯の時間です。お腹がすいていたけど、職員は 食べれないので私たちもがまんです。つらかったです。昼からは慣れてき て肩をたたいたり、昔の遊びを教えてもらったり、相手の方の住んでいる ところのおすすめの場所を聞いたりとたくさん話をしました。普段話した ことがなかった話題だったしおもしろかったです。お年寄りが帰られる時 は「せっかく話し始めたのに」と、残念だったし、悲しかったです。職員 の方が"今日だけだに"とお年寄りに言われると残念そうにしておられた ので、「私と同じ気持ちなのかな」とうれしかったです。確かに疲れたけ れど、それ以上に満足感やうれしさでいっぱいでした。今年も行ってよか ったし、来年もできれば参加したいです。



糸賀一雄さんと「この子らを世の光に」

第2次世界大戦が終わった直後の日本で、家族や行き場を失った子どもや知的な障害のある子どもを守る施設が、1946年に滋賀県大津市に誕生しました。その名は「近江学園」。初代の園長は鳥取市出身で、当時滋賀県庁で働いていた糸賀一雄さん(1914~1968年)でした。まだ、「児童福祉法」という法律で、知的な障害のある子どものための施設ができる前のことです。

その後、近江学園は知的な障害のある子どもの施設となりますが、糸賀さんは職員や家族とともに、子どもたちと同じ施設で24時間一緒に生活をします。近江学園では、障害に関係なく



糸賀 一雄さん 出典「復刻 この子らを世の光に」

人はみな同じ発達の道筋をたどるという発達の共通性を発見し、施設のなかに学校の教室を設けて教育の機会を保障し、施設の医師を地域の人の役に立つようにするなど、人や地域の「発達の保障」に向けたさまざまな取り組みがなされました。そのなかで糸賀さんが生み出した言葉が、「この子らを世の光に」です。

それまで、障害のある子どもの福祉は、「かわいそうな子どもを助けてあげよう」というような感じがありました。つまり、「光の当たらないところに光をあててやろう」ということです。しかし、糸賀さんは知的な障害のある子どもたちと一緒に暮らすなかで、「どんなに障害が重くても、その人なりの努力や幸せがある」ことを実感し、決して障害がある子どもたちは「光を持っていないわけではない」ことに気づきます。障害のある子どもの福祉は、「あわれみのように光をあてること」ではなく、「いま輝こうとしている光が、さらに輝けるように磨いていくこと」ということです。このことを、糸賀さんは「この子らに世の光を」ではなく「この子らを世の光に」と考えました。つまり、「に」「を」の位置が変わることで、子どもへの関わり方、また福祉全体のあり方自体も大きく変わることを強調されたのです。

糸賀さんのこの言葉は、今も日本中の関係者に大きな影響を与えています。それとともに、 近江学園で取り組んだ「発達の保障」に向けた試みは、「ノーマライゼーション」の考えとも 重なり、今日の「地域福祉」に引き継がれています。



第3章

福祉でまちづくり

誰もが自由に地域の中で暮らし、そして働いていくためには、さまざまな配慮が必要です。誰もがともに暮らすことがあたりまえの社会である「ノーマライゼーション」を実現する上で、街や社会をどのようにつくっていくかが課題となるでしょう。そこで、私たちの地域の福祉と取り組みを調べたり、課題はなんだろうか、考えていきましょう。



地域の中で、安心して暮らしていくためには、どうしたらよいのでしょうか。 まず、あなたの地域の様子を調べてみましょう。

✓ それぞれの施設の位置を確認しよう

あなたの地域の中に、保育所、幼稚園、デイサービスセンター、小規模作業所、 高齢者・障害者施設などは、どのくらいあるでしょうか。まず、それぞれの名前 を調べて挙げていきます。そして、地図の上でそれぞれの施設の位置をはっきり させてみましょう。

☑ 道路は大丈夫だろうか

地図の上に並べた施設につながる道路は、安心して使うことができるでしょうか。車の交通量、歩道の幅、点字ブロックの有無、違法駐車の様子などを実際に歩きながら点検し、安全に施設までの移動ができるかを確かめましょう。

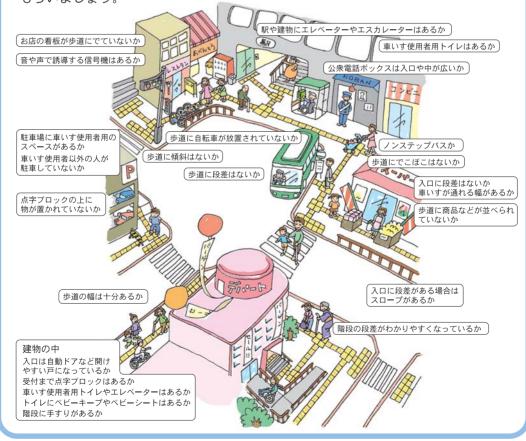
✓ 避難場所はどこだろうか

地震や台風などの災害が起こった場合、家を離れてどこに避難すればよいのでしょうか。公民館や学校の校庭・体育館、公園など住む地域によって異なっています。実際に歩いて確認するだけでなく、建物の倒壊や道路の遮断といったことを想定して、万が一の時の場合の避難経路を考えておきましょう。



あんしん福祉マップをつくろう

地域の様子を調べたら、誰もが安心して暮らせるための福祉マップを作ってみましょう。前のページで確認したもののほかに、移動の際に危険なところ、車いすや介助犬を利用して入れるお店、スロープや車いすが利用できるエレベーターなど、必要な情報をマップに入れていきます。完成したら、地域に配り活用してもらいましょう。



やさしいまちつくりをめざして

ともに生きる社会をめざし、不都合なものを見直し、また必要なものを新た に作っていくなどの動きが大切です。みなさんは「バリア・フリー」という言 葉を知っていますか。

「バリア・フリー」とは、障害のある人などが生活していくうえで「障壁(=バリア、邪魔なもの)」を取り除いていこうということです。例えば、車いすで街に出かけて買い物をしようと思っても、歩道と横断歩道の間に段差がある、入口が階段になっていてお店に入れない、お金を払おうと思ったらレジに届かない…など、いろいろな困難に直面します。このように街の中には、障害のある人の立場になってつくられたものはあまり多くはなく、不便なことが少なくありません。「バリア・フリー」を行うことで、そのような困難を解消していくことが進んでいます。

「バリア・フリー」といっても、ただ段差を除くことだけではありません。 大きく4つの意味があり、それぞれの視点での取り組みが重要になります。

~── ① ─── 物理面のベリア

道路の段差をはじめ として、目に見える 形で障壁になってい るもの。

で理面のバリア

人の心の中にある、 偏見や誤解など。 制度面のバリア

免許や資格の取得などで、障害があることを理由に、その人を除外するもの。

情報面のバリア

新聞・テレビなどのメディア、インターネットなどでの情報収集に困難があるもの。

私たちのまわりや私たち自身にある「バリア」を取り除いていくこととあわせて、新しい建物やまちをつくる段階で、「バリア」のない条件をつくっていくことも必要です。この取り組みの1つに「ユニバーサル・デザイン」があります。「ユニバーサル・デザイン」は、みんなが利用できる、みんなにとってやさしい形で共有されるものという意味で、私たちの生活のあらゆるところで確認することができます。例えば、デパートの入口が階段になっている場合、車いすを利用する人も安心して出入りができるよう段差を除去したり、「スロープ」を設置したりして、バリアをなくすことができます。そのスロープは車いすを利用する人に限らず、ベビーカーを利用する子ども連れの方や、けがなどで一時的に車いすを利用する方にとっても便利なものになります。

「ユニバーサル・デザイン」は、やさしいまちづくり・生活づくりにとって大きな意味があります。

鳥取県では、このようなバリア・フリーや ユニバーサル・デザインにより、利用する人 にやさしい設備を整えている店などに、「福 祉のまちづくり整備基準適合証」を出してい ます。是非、皆さんが利用するお店でも確認 してみてください。



「ユニバーサル・デザインの例〕

シャンプーとリンスの区別

実はシャンプーの容器にだけ、ギザギザ がついているので、触ればシャンプーだ とわかるようになっています。



電話

数字の「5」のくぼみ、携帯電話の メール読み上げ機能など



多目的トイレ

車いすを利用する人、子ども連れの人、 高齢者などが利用しやすいように

お礼の識別マーク

指で1万·5千·2千·千円のそれぞれ が分かるように



※「ユニバーサル・デザイン」を日本では 「共用品・共用サービス」という場合も あります。



地域の中で安心して暮らしていくためには、その地域に住む人同士がお互いに支え合っていくことが大切です。国・県・市町村といった行政によるものだけでなく、地域の自治会や社会福祉協議会が中心になり、その地域で独自の取り組みを行っているところも増えています。

鳥取市の城北地区では、地区社会福祉協議会が中心となって「城北街づくりネットワーク"愛城"」を結成し、「地域通貨」による助け合いの取り組みを行っています。「地域通貨」とは、お互いに助け合い支え合うサービスや活動といった「善意」を、地域独自の紙券に置き換えてお金のように使用し、地域の中でサービスやモノと交換して助け合い循環するシステムをいいます。城北地区では通貨の名前を「城(じょう)」とし、1枚あたり30分の介護・福祉・環境・文化などの助け合いの

● 城北地区のサービスの例 ●)

家事に関すること

買い物、風呂場・台所の掃除、窓ふき、 洗濯・洗濯物の始末、アイロンがけなど

福祉に関すること

病院への付添・介助、車いすの介助、 新聞や本の代読、話し相手・留守番 など

子育でに関すること

赤ちゃんをあずける、保育所の送迎、 絵本の読み聞かせ、宿題の手伝いなど

そ の 他

庭の手入れ、雪かき、留守中の新聞保管、 障子の張替え、簡単な棚づくりなど



サービスと交換することができるシステムをつくっています。

地域の中で支え合うための仕組みをみんなで考え、子ども・高齢者・障害のある人だけでなく、地域に住むすべての人がお互いに支え合う地域社会をつくっていきましょう。



鳥取市立城北地区公民館

http://www.ncn-t.net/johoku-1



ノーマライゼーションと地域福祉

障害のある人もない人も、ともに生きることがあたりまえの社会である、そのような「ノーマライゼーション」の考えは、1950~60年代に、北欧の国であるデンマークで生まれました。当時、国の福祉局長を務めていたバンク=ミケルセンとLEV(レウ;デンマーク知的障害者親の会)が協力し合い、地域から離れた場所につくられた大規模な施設で生活することではなく、皆と同じように地域でともに生活していく姿を求めていきます。そこで生まれたのが、「ノーマライゼーション」だったのです。今では、世界中で障害のある人の教育・福祉・労働などあらゆる分野において、この考えを実現する方向で動きが進められています。また、障害のある人に限定せず、高齢者や子ども、また女性などさまざまな人たちにおいても「ノーマライゼーション」が強調されるようになりました。みんなが地域の中であたりまえに生活できる社会、特に最近は「地域福祉」ということがいわれていますが、このノーマライゼーションに対する期待は大きいものといえるでしょう。



第4章 あなたのまちの ボランティア活動

私たちの身の回りでは、さまざまなボランティア活動が行われています。また、わが国だけでなく世界中でボランティア活動は広がっており、ボランティアの重要性やその果たす役割は大きくなっています。21世紀最初の年だった2001年は、国際連合の「ボランティア国際年」でした。まさに、今は「ボランティア世紀」といえる時代になっていると言えるでしょう。

ここでは、ボランティアの役割、そして地域の中の活動について考えていきましょう。

ボランティア活動の5原則

わが国では、1995年の阪神・淡路大震災、1997年のナホトカ号重油流出事故などに際して、多くの「災害ボランティア」が活躍し、国民のボランティア活動に対する関心が大きく高まりました。また、そこでの経験は2004年の新潟中越大震災でのボランティア活動に生かされるなど、ボランティアの価値を再認識させたりしています。

そもそも「ボランティア」という言葉は、ラテン語の「ボランタス (Voluntas =自由意志)」、フランス語の「ボランティ (Volunte=喜びの精神)」、そして英語の名詞では「ボランティア (Volunteer=志願兵)」、動詞では「自発的に申し出る」という意味からきています。わが国では、「自分の意思で自発的に行う社会参加活動」という意味で使われています。

ボランティア活動の性格を、5つの領域でとらえてみましょう。



自主性主体性



かから強制されるとか、義務として活動をするのではなく、あなた自身から「やりたい!」という気持ちをもって行うのが、ボランティア活動です。

社会性連帯性



能 もがいきいきと豊かに暮らしていけるように、みんなで支え合い、またともに学び合うのがボランティア活動です。

继続性

「継続は力なり」

という言葉にもあるように、活動を続ける事が大切です。自分に合った計画を立て、持続性をもって活動しましょう。



無償性無給性



業 酬を目当てに行うのがボランティア活動ではありません。お金では得られない、人との出会いや発見、そしてさまざまな感動や喜びを得ることができるのが、ボランティア活動です。

先駆性 開拓性



→ 私たちの住む社会で何が必要とされているのかを考え、さまざまな視点から活動を見直し進めていくことが大切です。つまり、よりよい社会を自分たちの力と手で創るのが、ボランティア活動です。



大切にしたい 10の心がけ

ボランティア活動をするにあたって、特に決まった「心構え」というものはありません。しかし、次の10のことを意識して活動することが、互いに気持ちよく継続していくためには必要です。次の10の心がけを大事にしてください。



自分に合った、自分の身近なことから始めよう。



相手の気持ちを大切にしよう。



無理をしないで続けよう。



約束・秘密を守ろう。



活動にけじめをつけよう。



家族やまわりの理解と協力を得ておこう。



学習を大切にしよう。



けんきょ 謙虚にしよう。



社会資源の利用、他のグループ・関係機関と連携しよう。



安全対策に十分配慮しよう。

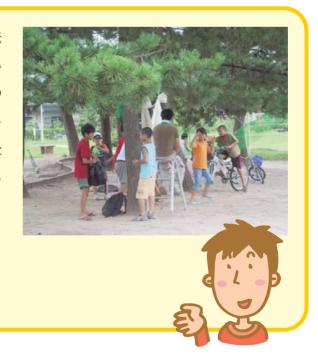
地域のボランティア活動

~ 子どもの遊び場について考えるボランティア団体 ~ 「とっとり冒険きち」

「とっとり冒険きち」という鳥取市を中心に活動を行っているボランティア団体があります。「冒険きち」は、子どもたちが、いろんなことをして自由に遊べる、少し前まではどこにでもあったような遊び場をつくることをめざして、月1回、鳥取市内の公園で活動を行っています。「冒険きち」にはプレーリーダーという子ども達と一緒に遊ぶ、お兄さん、お姉さんがいます。「冒険きち」に遊びにきた子どもたちはプレーリーダーと一緒に、ロープ遊具や水遊び、工作等、好きな遊びを思いっきりすることができます。

プレーリーダーとしても活動している代表の石原達也さんに、ボランティア活動を始めた理由についてお聞きしました。

「きっかけは、友だちに『NPO法人を立ち上げるので参加しないか?』と誘われたからです。その話にのったのは好奇心からでした。最初の活動は、森林教室の企画・運営でしたが、その時は、『もっとこうならいいのに』と思うことがたくさんあり、『じゃあ自分たちでやってみよう』ということで活動をはじめました。」



石原さんの「自分たちでやってみよう」という思いは、ボランティア活動の原則で見た「自主性・主体性」ということになります。また、「もっとこうならいいのに」というのは、今あるものをよいものに変えようとする「先駆性・開拓性」といえるでしょう。

では、石原さんにとってのボランティアとは何か質問しました。



「ボランティアやNPOの活動というのは、社会に対して『自分はこうすることがよいと思う』という考えを、行動で提示・発表することだと思います。例えば、冒険きちの場合だと『外で自由におもいっきり遊ぶのは楽しいよ!』と書いた看板をもっているみたいなもので、それをみた



人が『自分もそうだと思う』とか『ちょっと危ないよ』 といってくれて、それでコミュニケーションをす るということではないかなと思います。」





自分たちの思いや考えをアピールすることで、賛成や反対の意見を持つ人たちと出会い、そこでコミュニケーションを図ることで「社会性・連帯性」が生まれてくるのでしょう。

最後に、石原さんから、これからボランティア活動を始めようとする人へのメッセージをいただきました。

「『ボランティアをする』と考えるより、 どうすることが楽しいのか、どういうこ とがいいことだと思うかを考えて、その 自分の考えや興味・関心にあう活動に参 加するのがよいと思います。時間がない、 という人も例えばどこかのグループの 会員になって会費を払う、寄附をすると いうのでも活動参加になると思います。



もし自分にあう活動がなければ、団体を立ち上げるのもよいでしょう。好きなスポーツや趣味を始めるように、気軽に、でも、やるからにはしっかりと楽しんでほしいと思います。」

一口にボランティアといっても様々な活動があります。石原さんのメッセージ にもあるように、気軽にしっかりと楽しみながら、自分に合ったボランティアの 活動をやってみませんか?



とっとり冒険きちホームページ

http://www.geocities.jp/boukenkiti/



中学生としてできるボランティア活動も、いろいろあります。どんなことがで きるのか、探してみましょう。

集める、慕る

集めた物やお金は どのように使われて いるのだろう



- ●使用済み切手
- ●ベルマーク
- **●**ロータスクーポン ●図 書
- ●書き損じはがき
- ●文房具
- ●衣 料
- ●カレンダー
- ●赤い羽根募金
- ●アルミ缶
- ●緑の羽根募金
- テレカ等
- ●歳末助け合い募金
- ●使用済みテレフォンカード
- ユニセフやユネスコへの寄付

など

作る、創る

- ●活字書を点字に訳す
- ●広報紙を録音テープに吹き込む
- ●手で触ってわかる絵本を作る
- 障害のある子どものための、 おもちゃや遊び道具の考案
- ●ゲームやレクリエーションの 考案
- ●障害のある方の補助具の考案
- ●寝たきりの方に贈るプレゼント の小物づくり

など



ふれあう

施設や個人宅を 訪問するときには、 どのようなことに 気をつければいい のだろう



- ●一人暮らしのお年寄り家庭を訪問しての話し相手
- ●乳幼児や小学生への読み聞かせ
- ●手紙による交流

広める

わたしたちが学習 したこと、考えた ことを地域に伝える にはどうすれば いいのだろう



- 全校・学年集会体験発表会
- ●文化祭での展示
- ●活動の情報を地域や家庭に伝える 「おたより」の発行
- ●呼びかける標語の募集
- ●ポスター・チラシづくり

手伝う

- ●福祉施設でのキャンプ
- ●一人暮らしのお年寄りへの食事 サービス
- 除 雪
- ●地域のイベント (祭り、納涼祭、スポーツ大会、将棋 大会、文化祭等)の手伝い

1

伝える

- ●昔からの遊びの伝承
- ●行事・芸能活動の体験
- ●郷土食の伝承
- ●郷土史の学習会への参加



楽しむ

- ●地域のスポーツクラブや子ども会活動への参加・協力
- ●地域に蛍を飛ばす活動



守る、防ぐ

- ●食生活や食品公害についての学習
- ●飢餓と飽食について考える
- ●ごみ問題
- ●環境汚染
- ●救急法や家庭看護の学習
- ●献血活動

仲良くする

文化を理解し、 人を理解するため には、どのような ことが必要だろうか



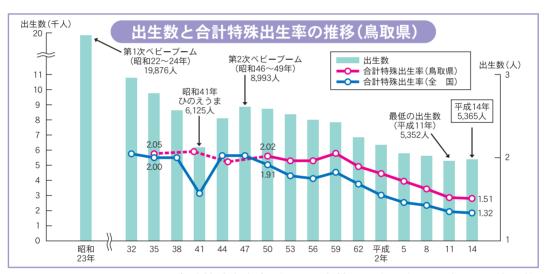
- ●地域単位での海外交流
- ●外国の方のホームステイ受入れ
- ●日本の文化や伝統を伝える

MEMO:





子どもたちをめぐる問題として、生まれる子どもの数が減少する「少子化」が 進んでいます。日本では、毎年のように生まれてくる子どもの数が減ってきてお り、きょうだいが2人以下という家庭が多くなりました。



※合計特殊出生率/1人の女性が一生に生む子どもの平均の数 (15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を平均したもの)

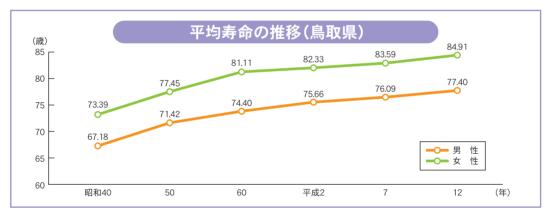
「カレーは子育てを支える?」

鳥取県は、全国でもカレーの消費量が多い県です。それはなぜでしょうか? その理由としては、子育てが関係しているといわれています。鳥取県は、女性 の働く割合が高いことで知られており、子どもを育てながら働く場合、夜遅く まで仕事をするお父さん・お母さんにとって、カレーは作りおきができる料理 で便利。そして、子どもにとっても大好物なメニューです。子育ての源は、カ レーかもしれません。



わが国では、衛生環境の改善や医学・医術の進歩、生活水準の向上などにより、 男女とも平均寿命が大幅に伸びており、世界有数の長寿国となっています。

また、少子化もあって、人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が急速に高まっています。特に、鳥取県の場合、全国に比べ高齢化が早く進んでおり、平成16年の高齢化率は、23.6%となっています。

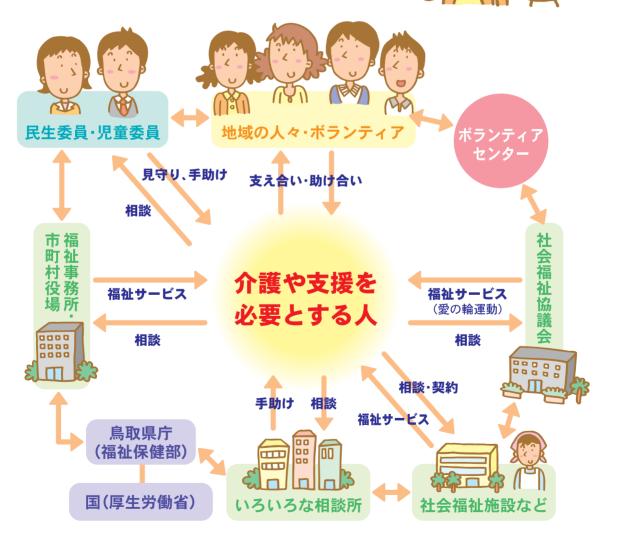




(注) 平成12年以前は国勢調査、平成17年以降は国立社会保障人口問題研究所の資料による。



誰もが地域で安心して暮らせるよう、公的な福祉 サービスだけでなく、社会福祉協議会の活動や地域 の人々のボランティア活動などが行われています。 これなしくみになっているのも



社会福祉の実施体制

ř	副祉事務所	福祉事務所は、県や市町村が行う社会福祉サービスについての総合的な相談機関で、生活保護をはじめ、高齢者、児童、母子、身体障害、知的障害などに関する福祉サービス利用の相談・指導等を行っています。 鳥取県では、市部はそれぞれの市が、郡部は県(4か所)が担当しています。
	Nろいろな 相談機関	福祉に関するいろいろな相談を受ける機関として、児童相談所(3か所)、身体障害者更生相談所(3か所)、知的障害者更生相談所(3か所)、精神保健福祉センター(1か所)、保健所(4か所)などがあります。相談に応じるだけでなく、調査や診断、判定を行い、その結果に基づいて必要な指導を行います。
社会	会福祉協議会	地域の社会福祉事業の企画・実施及び連絡調整機能を中核とした、民間の地域福祉推進団体です。各都道府県、全市区町村に設置されている全国ネットワークの組織です。主に地域の支え合い・助け合い活動を行っています。
	愛の輪運動	地域の人々の思いやりによって、一人暮らしの高齢者や困っている方たちを温 かく見守ろうとする活動です。
	ランティア センター	ボランティア活動への住民の参加を広く呼びかけるとともに、その活動の推進 のための拠点として、主に社会福祉協議会に設置されています。ボランティアセ ンターによっては、コーディネーターを配置し、ボランティア活動の幅を広げて いくため、児童・生徒のボランティア活動等の促進に力を入れています。

社会福祉に関わる人々

民生委員 児童委員	地域の中で、生活に困っている人、高齢者、児童、女性、障害のある人、ひとり親家 庭などのいろいろな相談や調査、援助活動をしている人です。
社会福祉士	専門知識や技術を生かして、障害のある人などの福祉に関する相談に応じ、助言や指導、援助を行う人です。この資格を持っている人は、老人ホームや相談所の 指導員などの仕事についています。
介護福祉士	専門知識や技術を生かして、介護が必要な高齢者や障害のある人とその介護者 に介護や指導を行う人です。老人ホームの介護士やホームヘルパーなどの仕事 についています。
訪問介護員 (ホームヘルパー)	日常生活に支障がある高齢者、障害のある人などがいる家庭に出向き、家事(調理、掃除など)・介護(食事、入浴などの介助)などのサービスを行う人です。

主な福祉制度や社会福祉に関する施設

老人ホーム	常に介護が必要などの理由で、自宅で生活することが難しい高齢者が入所する施設です。入所する人の状態などにより、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに分けられます。
老人福祉センター	無料または低額な料金で、地域の高齢者の健康増進、教養の向上を図るとと もに、各種相談にも応じています。
グループホーム	高齢者や障害のある人たちが、支援施策や専任の援助職員である世話人の援助を受けながら、普通に生活する場です。
更生施設	障害のある人が入所し、障害の種類や程度に応じ、必要な治療や指導、訓練などを受ける施設です。
授産施設 小規模作業所	障害があり雇用が困難な人が、自活できるよう、作業等による訓練を通じて、 技能を身につける施設です。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活に支障がある高齢者、障害のある人などがいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事(調理、掃除など)・介護(食事・入浴などの介助)などのサービスを行うものです。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	高齢者や障害のある人などを介護している人が、病気などで一時的に介護で きなくなった時に、施設に短期的に入所して介護を受けるものです。
通所介護 (デイサービス)	在宅の介護を要する高齢者や障害のある人が、日中、施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、食事、機能訓練などのサービスを受けるものです。
乳児院 児童養護施設	何らかの事情で家庭から離れて暮らさなければならない子どもたちが入所 する施設です。家庭に代わって子どもたちを健やかに育てます。
保育所	保護者の委託を受けて、保護者が仕事や病気などの理由で保育できない主に 0 歳から就学前までの乳幼児を預かり、保育士が保護者に代わって保育する施設です。
放課後児童クラブ (学童保育)	放課後や長期休業期間中に、保護者が仕事などの理由により、家庭で面倒を みられない児童が健やかに育つよう、児童館や学校等の施設を利用して、遊 びや生活の場を提供するものです。
児童館 児童遊園	子どもたちが、健やかに育つように、遊びやレクリエーション、文化活動などに親しむ場を提供する施設です。



国が不自由な人民出会ったとき





困っているときは、声をかけよう

目が不自由な人が、困っているようだったら、「何かお困りですか」と声をかけましょう。 特に駅のホームなど、人が混雑していて危ないところでは、声をかけてみましょう。

あいさつは、目が見える人から

「わたしは〇〇です。よろしくお願いします」と声をかけてから、握手をしましょう。握手をすることで、相手の人はあなたの身長などがわかります。また、あなたの心のあたたかさも伝わります。

いきなりからだに ふれないでね

目が不自由な人は「白いつえ」をたよりに歩いています。だから、つえをさわったり、握ったりしないようにしましょう。また、後ろから触れたり、とつぜん手を握ったり、肩をたたいたりするのも相手にとっては不安なのでやめましょう。



左側の半歩前を歩こう

案内するときは、白いつえの反対側(ふつうは左側)に立って、腕を貸して、目が不自由な人の半歩前を歩きます。

自が不自由な人の誘導

目が不自由な人が安心できるように、ガイドの方法を覚えましょう。

左にコーヒーがあります

いすの 背もたれです

説明は、具体的に

というふうに、具体的に説明しましょう。



「ここに〇〇かあります」

何かを渡すときは「ここに○○があります」 と説明してから、手に触れさせます。特に、は さみなど、危ないものは、持つところを教えて 渡しましょう。

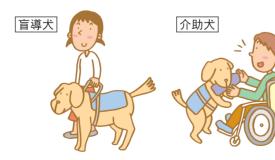


・状況を説明し、声をかけながら誘導します。

- ・危ないときでも、大声で叫んだり、黙って腕を引っ張ってはダメ!
- ・軽く身体に触れて動きを止めてから、状況を説明しましょう。

【 補助犬を連れている人に出会ったら

補助犬はペットではありません。目が不自由な人を誘導したり(盲導犬)、物を運んだり (介助犬)、ブザーや電話の呼出音を伝えたり(聴導犬)するために訓練されています。 胴輪(ハーネス)をつけている補助犬は仕事中ですので、さわったり、声をかけたりしない でください。また、食べ物を与えてはいけません。





わたしも やってみよう

- ・補助犬は厳しく訓練されているので、ほえたり、噛みついたりすることはありません。
- ・排せつも厳しくしつけられているので、利用施設を汚すことはありません。
- ・レストランなどにいても心配はありません。





国が不自由な人民出会ったとき





口元をはっきりとみせましょう

耳が不自由な人は、読話(どくわ)といって、 口の動きを見て、言葉を読み取ることがあり ます。話しをするときは、相手に口元をはっき り見せて話しましょう。



文字を書いて伝えよう

言葉が通じにくいときは、手のひらや紙に、 文字を書いて伝えましょう。



わかりにくい言葉はいいかえよう

耳が不自由な人に、うまく伝わらない言葉は、 同じ意味をもつ別の言葉にいいかえてみましょう。



あぶないときは知らせよう

車が後ろから近づいたり、車が「ブーッ」と 警告音(けいこくおん)を鳴らしても、わかり ません。肩をたたいたり、身ぶりで知らせたり しましょう。

(耳が不自由な人とのコミュニケーション

「耳が不自由な人」=「手話」と思いがちですが、中途失聴のかたなどで手話を使用しない人もあります。手話以外にも、いろんな方法で「会話」をしましょう。

手話…耳が不自由な人たちがつくりあげた「目で見ることば」です。手や指の形、表情などで物や様子を表します。簡単な会話は覚えておくと便利です。

筆談…手のひらや紙に文字を書いて伝え合う方法です。

読話…相手の口の動きを読み取る方法です。 口の動きがわかるようにはっきり話しましょう。



連絡はファックスやメールが便利

耳が不自由な人に連絡するときは、ファックスやメールを使うと便利です。



耳が不自由な人は、窓口などで自分の名前を呼ばれてもわからないことがあります。手招きをしたり、肩をたたいたりして知らせましょう。



代わりに電話をかけるとき

耳が不自由な人の代わりに電話をかけてほ しいとたのまれたら、伝えたいことを、紙に書 いてもらいましょう。

指文字

人の名前や地名などは、手話では表現できません。そんなときには、 ひらがなや数字を、一文字ずつ表す「指文字」で表現します。

7 000	1 13	ウ	I M	<i>オ</i>	∌	U M	IN M	L AL	- J
th ell	* %	2/3	ه ا	T for	7 S	# - [15]		-	₹
У	シノラ	7 W	t A	y (a)		الملاقيا			
夕月	F 199	ツ Mg	F 99	7	# \	# 18	4/3	# M	7
+ W	=	又局	* W	JE STA	ੱ	**************************************	₹	ti_ A	y ★/2)
TO THE	E PER	7 / 1	~ Jus	*	Ø ↓	# →	* **	F+W	F ← (h)
₹ }}	/// M	4	× No	物為	# 1 P	Ľ+@			#←
+ 1		- M		m (%)	パカ	۲ ۱	J.	~ †	#↑

福祉やボランティアについてもっと知りたいとき

あなたのまちの社会福祉協議会、鳥取県ボランティア センターへ問い合わせてみましょう。 問い合わせを するときは、まず最初に、 自分の学校名・学年・ クラス・名前を はっきい言まう!

市町村社会福祉協議会(ボランティアセンター)一覧

平成17年3月現在

	市 町 村		現 在	地	電話	F A X
鳥取市		680-0845	鳥取市富安2丁目104-2	さざんか会館内	(0857) 24-3180	(0857) 24-3215
	国府町総合福祉センター	680-0142	鳥取市国府町麻生4-2	老人福祉センター内	(0857) 22-1880	(0857) 22-1889
	福部町総合福祉センター	689-0106	鳥取市福部町海士1013	砂丘温泉ふれあい会館内	(0857) 75-2316	(0857) 75-2317
	河原町総合福祉センター	680-1221	鳥取市河原町渡一木277-1	老人福祉センター内	(0858) 76-3125	(0858) 85-0103
	用瀬町総合福祉センター	689-1211	鳥取市用瀬町別府96-2	保健福祉センター内	(0858) 87-2302	(0858) 87-2369
	佐治町総合福祉センター	689-1313	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	老人福祉センター内	(0858) 89-1022	(0858) 89-1045
	気高町総合福祉センター	689-0331	鳥取市気高町浜村8-8	老人福祉センター内	(0857)82-2727	(0857) 82-3171
	鹿野町総合福祉センター	689-0325	鳥取市鹿野町今市651-1	老人福祉センター内	(0857)84-3113	(0857) 84-2453
	青谷町総合福祉センター	689-0521	鳥取市青谷町露谷53-5	老人福祉センター内	(0857)85-0220	(0857) 85-0079
米子市		683-0811	米子市錦町1丁目139-3	福祉保健総合センター内	(0859) 23-5491	(0859) 23-5495
倉吉市		682-0822	倉吉市葵町717-3	老人福祉センター内	(0858) 22-5248	(0858) 22-5249
境港市		684-0043	境港市竹内町40		(0859) 45-6116	(0859) 45-6146
岩美町		681-0003	岩美町浦富645		(0857) 72-2500	(0857) 72-3811
郡家町		680-0463	郡家町宮谷254-1	老人福祉センター内	(0858) 72-0021	(0858) 72-2793
船岡町		680-0411	船岡町殿159	高齢者総合保健福祉センター内	(0858) 73-0672	(0858) 72-6122
八東町		680-0532	八東町東593-1	地域福祉センター内	(0858)84-2210	(0858) 84-2227
若桜町		680-0701	若桜町若桜1247-1	地域福祉センター内	(0858) 82-0254	(0858) 82-1204
智頭町		689-1402	智頭町智頭1875	保健・医療・福祉総合センター内	(0858) 75-2326	(0858) 75-4110

	市町村		現 在	地	電話	F A X
湯梨浜町	本部	689-0601	湯梨浜町泊1085-1	保健福祉センター内	(0858) 34-6220	(0858) 34-6013
	羽合支部	682-0722	湯梨浜町長瀬584	健康福祉センター内	(0858) 35-2351	(0858) 35-4143
	泊支部	689-0601	湯梨浜町泊1085-1	保健福祉センター内	(0858) 34-2616	(0858) 34-3083
	東郷支部	689-0713	湯梨浜町旭83	老人福祉センター内	(0858) 32-0828	(0858) 32-0834
三朝町		682-0125	三朝町横手50-4	福祉センター内	(0858) 43-3388	(0858) 43-3378
関金町		682-0411	関金町関金宿1175	社会福祉センター内	(0858) 45-3800	(0858) 45-2533
北条町		689-2103	北条町田井46-2	老人福祉センター内	(0858) 36-4527	(0858) 36-5056
大栄町		689-2205	大栄町瀬戸36-2	老人福祉センター内	(0858) 37-4522	(0858) 37-4532
琴浦町	本所(東伯支所)	689-2352	琴浦町浦安123-1	社会福祉センター内	(0858) 52-3600	(0858) 53-2035
	赤碕支所	689-2501	琴浦町赤碕1113-1	老人福祉センター内	(0858) 55-1124	(0858) 55-1137
南部町	本所(西伯支所)	683-0351	南部町法勝寺331-1	総合福祉センター内	(0859) 66-2900	(0859) 66-2901
	会見支所	683-0227	南部町浅井938	総合福祉センター内	(0859) 64-3511	(0859) 64-3513
伯耆町	本所(岸本支所)	689-4121	伯耆町大殿1010	保健福祉センター内	(0859) 68-4635	(0859) 68-4634
	溝口支所	689-4201	伯耆町溝口281-2	福祉センター内	(0859) 63-0666	(0859) 63-0660
日吉津村		689-3553	日吉津村日吉津973-9	社会福祉センター内	(0859) 27-5351	(0859) 27-5931
淀江町		689-3402	淀江町淀江1110-1	老人福祉センター内	(0859) 56-5467	(0859) 56-6400
大山町		689-3332	大山町末長503	総合福祉センター内	(0859) 39-5018	(0859) 39-5021
名和町		689-3211	名和町御来屋467	保健福祉センター内	(0859) 54-2200	(0859) 54-6028
中山町		689-3111	中山町赤坂764	ふるさとフォーラムなかやま いきいき倶楽部内	(0859) 49-3012	(0859) 49-3013
日南町		689-5212	日南町霞729	高齢者生活福祉センター内	(0859) 82-0303	(0859) 82-1587
日野町		689-5131	日野町黒坂1247-1	老人福祉センター内	(0859) 74-0338	(0859) 74-0338
江府町		689-4403	江府町久連7-1	老人福祉センター内	(0859) 75-2942	(0859) 75-3900





インターネットでも調べてみよう!

自分で探せるボランティア アクセスガイド

★鳥取県社会福祉協議会

http://www.tottori-wel.or.jp/



ボランティア活動を始めるにあたっての留意点や講座・イベント情報など、県内のボランティア 関連情報などを掲載しています。

★鳥取県共同募金会

http://ns.tottori-wel.or.jp/akaihane/



鳥取県共同募金会の取り組みや赤い羽根共同募金のお知らせ、公募のボランティア・NPO支援の助成実施状況などが掲載されています。

★鳥取県企画部協働推進室

~いきいきNPO・ボランティア情報ネットワーク~

http://www.pref.tottori.jp/kyoudousuishin/npo/index.htm



県内のボランティア団体の紹介、NPOに関する 情報などが掲載されています。

★鳥取県国際交流財団

http://www.torisakyu.or.jp/ja/



国際交流財団の活動報告やイベント情報、基金・ 助成金の情報、外国人のための生活情報等が掲載されています。

ボランティアに関するホームページの紹介

ボランティアについての詳しい情報を見ることができるホームページです。 知りたいことや疑問に思ったことを調べる時に役立ててください!

★全国社会福祉協議会 ~地域福祉・ボランティア情報ネットワーク~ http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/



全国のボランティア・市民活動、ボランティアコーディネーターや応援者に必要なノウハウや活動事例などの情報が掲載されています。

★「広がれボランティアの輪」連絡会議

http://hirogare.org/



「広がれボランティアの輪」連絡会議の活動状況 やボランティア体験月間の取り組みの呼びかけ 等を行っています。

★NHKボランティアネット

http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/top.html



全国のボランティア団体から登録されたボラン ティア募集情報やイベント、講座情報等が掲載 されています。

★日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/



寄付金や義援金をはじめ、赤十字奉仕団による ボランティア活動に関する情報が掲載されてい ます。



■本書の活用の手引き ~この本を使ってくださる指導者・先生方へ~

少子高齢社会の加速に伴って、高齢者や障害のある人の問題が全ての国民の共通課題に なり、福祉の役割、福祉についての考え方が大きく変わってきています。

現在は、各市町村において、高齢者や障害のある人々と"ともに学び"、"ともに生きる"街づくりをめざして、日常的に支援するための啓発・教育活動が進められています。

さらに、学校現場に目を移しますと、学習指導要領の改訂により創設された「総合的な学習の時間」の内容に「福祉」が盛り込まれ、高等学校の教科に「福祉」が新設されるなど、大きな変化がありました。それに加え、ボランティア活動などの体験学習の実施等もあり、学校教育と福祉現場の関わりが益々強くなっています。

鳥取県社会福祉協議会では、学校現場での福祉教育実践に活用していただく資料として、これまで『ともに生きるー福祉の心を育てるためにー』(1980年)、『福祉教育-実践の手引きー』(1983年)、『ひとが生きているー福祉と私ー』(1986年)などを発行してきました。当時の福祉の動向や問題を分かりやすく伝える内容で、いずれの資料においても、多くの皆様から支持をいただいているところです。

この度、近年の社会福祉基礎構造改革による福祉制度の大改革を踏まえ、また新たな時代のニーズを基に、福祉教育読本『ともに生きる』を作成いたしました。

本書は「福祉教育読本」ですが、ただ文章を読んで理解するのではなく、また、単なる資料集にならないよう、その構成に配慮しています。本書の全体を通して、生徒自身が、自分ができることを事例から学び、自分でも福祉に関わる活動をしてみようという意欲を高めていける内容になったのではと考えています。

しかし、福祉の活動は時に「一方的にしてあげる」という感じになることがあります。本書でも紹介している鳥取県出身の故・糸賀一雄先生の言葉にあるように、「『この子らに世の光を』あててやろうという、あわれみの施策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、磨きをかけて輝かそうという『この子らを世の光に』」という福祉の理念を再確認した上で、生徒の活動を支えていただきたいと思います。

事例では、県内の取り組み状況を紹介し、より身近なものとしてボランティア活動や地域での支え合いのシステムを理解していただけるようにしました。紙幅の都合上、取り上げることができなかったものも多く、授業実践に際しては、学校が立地する地域に関連した情報を教材化して構成していただければ幸いです。

参考資料では、各種データや生徒が活動を進めていく上で、必要な情報を掲載しています。 図書紹介にあげている書籍についても、学校図書館で用意していただくと、より効果的な 学習につながることと思います。

本書を通じて、生徒自身が「子ども」の福祉の対象者であり、この社会で、ともに生きていくための支え合いについて、学んでいただければと思います。

糸賀先生の言葉をお借りすれば、「ノーマライゼーション」は「この子らと世の光に」と表現することもできます。

つまり、生徒自身も輝く存在です。生徒の福祉への視点を育てるとともに、福祉の主人公 として育っていくことを期待しています。

鳥取県社会福祉協議会・福祉教育研究委員会

■図書紹介

- ・安藤雄太『ボランティアまるごとガイド』 ミネルヴァ書房
- ・一番ケ瀬康子監修『未来に広がる「福祉の仕事」』 学研(1~8巻)
- ・糸 賀 一 雄『福祉の思想』 NHK出版
- ・井上滋樹『ユニバーサルサービス』 岩波書店
- ・金子 郁容『ボランティアーもうひとつの情報社会』 岩波書店
- ・加用文男『光るどろだんご』 ひとなる書房
- ・伊 永 勉『災害ボランティア読本』 小学館
- ・斎藤道雄『デイホームのためのお年寄りの簡単なゲーム集』 黎明書房
- ・諏訪きぬ編著『現代保育学入門』 フレーベル館
- ・『総合的学習に最適 障害を理解しよう』 小峰書店(1~4巻)
- ・野村武夫『ノーマライゼーションが生まれた国・デンマーク』 ミネルヴァ書房
- ・日 比 野 正 巳 監修『"ちょボラ"で福祉のまちづくり』 学研(1~5巻)
- ・茂木俊彦監修『障害を知る本』 大月書店(1~11巻)

■福祉教育研究委員会委員(50音順·敬称略)

- · 秋 田 易 子 鳥取県教育委員会事務局小中学校課指導主事
- ·安 治 紘 紀 鳥取市立城北地区公民館長(副委員長)
- ・大 橋 和 久 社会福祉法人倉吉東福祉会 倉吉東保育園長
- ・岡本 洋一 鳥取市社会福祉協議会 鹿野町総合福祉センター所長
- ·木下 志津 鳥取市立末恒小学校教諭
- ·國本 真吾 鳥取短期大学幼児教育学科助手
- ・小 谷 輝美 鳥取市社会福祉協議会 障害者福祉センター所長
- · 竹 内 祇 明 鳥取社会福祉専門学校講師(委員長)
- ・森 本 順子 鳥取市立気高中学校教諭
- ·山名 智美 鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課指導主事

(所属・職名は、平成17年3月現在)



発 行 者

社会福祉法人

鳥取県社会福祉協議会・ボランティアセンター

〒689−0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内 TEL 0857-59-6332 FAX 0857-59-6340 URL http://www.tottori-wel.or.jp

平成17年3月発行

ともに生きる

